

モルドバ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は Aルートで嘱託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (在ウクライナ大使あ て) 写し 1部 1通 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、ルー マニア語又は受送達者 が解する言語の訳文添 付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ルーマニア語の訳文 添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてール ーマニア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ルーマニア語の訳文 添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期間※	先例なし	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice of the Republic of Moldova 所在地 82, 31 August 1989 str. MD-2012 Chisinau Republic of Moldova		

※ 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。